

## 仕 様 書

- 1 契約件名 西東京市高齢者社会参加マッチング事業業務委託
- 2 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 監督員の指定する場所
- 4 対象者
  - (1) 概ね60歳以上の西東京市民
  - (2) 主に市内で活動をしている事業所、団体、サークルなど
- 5 業務内容 多様なニーズを持つシニアが、自らの希望に応じてボランティア、趣味活動、就労的活動などの社会参加をする機会をマッチングすることで、フレイル予防を推進し、高齢者がいつまでも元気で心豊かに過ごせるよう支援するため、受託者は、以下の事業を行う。
  - (1) 社会参加を希望する4(1)の対象者と活動の担い手を必要としている4(2)の対象者の情報を集約し、それぞれのニーズをマッチングする。
  - (2) (1)に記載する業務を実施するため、関係機関と連携し、幅広い種類の社会参加活動情報を収集する。  
また、地域の集いの場、事業所、施設等に出向き積極的に事業周知を行うとともに、地域のイベントに参加するなど、市民に向けて周知・啓発活動を広く展開する。
  - (3) 4(1)の対象者に、社会参加及びフレイル予防を促す取り組みにより、意識向上を図るとともに、4(2)の対象者に対してもセミナーを実施するなど、高齢者の社会参加を促進する地域の機運を醸成する。
  - (4) (1)から(3)までの業務を行うために、オンライン上のシステム（公式ホームページ）の開発・運用・保守を行う。  
また、公式LINE等のSNSを活用するなど積極的に事業周知活動を行う。
  - (5) 4(1)の対象者が、5(4)で構築したシステム等を利

用するための支援として、月1回以上のスマートフォン講座を開催する。

高齢者のデジタルデバイド対策や個別対応等を考慮した講座を開設するとともに、適宜内容を精査し見直すこととする。

(6) (1)から(5)までの業務を行うための事務局を設置し、システム管理及び対象者のサポートを行う。

①開設日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までを除く。

②開設時間 午前9時30分から午後3時まで

(7) 元気な高齢者の社会参加を推進する先駆的な取り組みとして、地域で生きがいを持って活動できる場を新たに創出し、立ち上げ支援や継続支援等を行うことによりフレイル予防の推進を図る。

6 職員 受託者は、5に掲げる業務を行うため、5(6)により設置する事務局の開設日の開設時間内に職員1名以上を常時配置する。

7 職員の責務 受託者及び受託者が6の規定により事務局に配置する職員は、正当な理由なく、この業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

8 実績報告 受託者は、毎月の業務の実績報告書を翌月の15日までに、市に提出するものとする。

また、契約期間終了後、年間の業務内容を集約した実績報告書を別途作成し、市に提出すること。

9 完了報告 受託者は、毎月の業務の完了報告書を指定の様式にて、翌月の15日までに市に提出するものとする。

10 支払条件 市は、8に定める毎月の実績報告書及び9に定める完了報告書の提出を確認後、月末締め年12回に分割し委託料を支払うものとする。

- 11 個人情報保護 本業務遂行にあたっては、利用者及び利用世帯の個人情報を扱うため、別添「情報資産の取扱いに関する特記仕様書」を遵守するものとする。
- 12 損 害 賠 償 事業の実施に際して、利用者及び第三者等へ損害を与えた場合は、受託者の負担とする。
- 13 労 働 環 境 受託者は、業務の履行にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守し、業務従事者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- 14 そ の 他 この仕様書に定めのない事項については、双方で協議の上、決定するものとする。